



### 小規模事業者の販路開拓などを一部補助します(前期)

申請期間:4月10日(月)～24日(月)  
※予定数を上回った場合は抽選。達しない場合は7月28日(金)まで到着順にて受け付け。  
補助率:3分の2(上限30万円) ※2年連続の申請は不可  
申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
☎537-7294へ。

### DV被害者のための民間シェルターの経費を一部補助します

対象経費:DVシェルターにかかる家賃、光熱水道費など  
募集期限は4月28日(金)まで。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
☎537-5666へ。

### 製造業を営む中小企業の皆さんへ

工場の内部設備の購入費用(中古も可)を補助します。  
補助率:補助対象経費の2分の1(上限200万円)  
事前の相談が必要です。申請期間は4月3日(月)～9月15日(金)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
☎537-7014へ。

### 鳥獣被害対策の費用を一部補助します

鳥獣被害防護柵資材の購入費  
対象資材:電気柵、鉄線柵、トタン柵、複合柵  
農林業被害または人身被害を防ぎたい個人・法人  
自衛捕獲用わなの購入費  
対象動物:イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマなど  
市内居住の農業者で、わな猟免許を有し、ハンター保険などに加入し、市内でわなを設置して駆除を行う人  
購入・設置期間:6年2月末までに防護柵を設置・わなを購入  
受付期間:4月17日(月)～6年1月31日(水) ※予算の範囲内で先着順  
購入後の申込みはできません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
☎585-6021へ。

### 農業用ため池での魚釣りは違法行為!

農業用ため池に無断で立ち入ることは、違法行為です。また、無断で侵入した人による転落死亡事故も発生しています。地元農業者以外の人は立ち入らないよう、お願いします。  
☎537-5627へ。

### マイナンバーの点字表示を行います

視覚に障がいがあり点字化を希望する人に、氏名とマイナンバーの点字シールを配布します。  
障害福祉課(本庁舎1階)、各支所  
※いずれも後日受け取り  
通知カード、顔写真付きの本人確認書類  
本人の申請と受け取りが必要です。  
☎537-5786へ。

### マンションの新しい制度が始まりました

適正な管理計画を持つ分譲マンションを市が認定する「マンション管理計画認定制度」が4月から始まりました。認定を受けるには、申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
☎585-6012へ。

### 空き家相談出張窓口

無料

4月20日(休) 午前10時～正午、午後1時～3時 ※予約不要  
J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ  
空き家の管理や利活用など空き家に関する相談  
☎585-6012へ。



### まちづくり・建築よろず相談会

無料

4月20日(休) 午前10時～正午、午後1時～3時 ※予約不要  
J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ  
まちづくりや建築に関する相談  
☎585-6004へ。

## お知らせ

### 休日にもマイナンバーカードの申請・受け取りができます

4月15日(土) 午前9時～午後3時  
※佐賀関・野津原支所は午前9時～正午  
交付通知書に記載されている場所以外では受け取りできません。カードの受け取りは予約不要(佐賀関・野津原支所は要予約)で、申請補助は希望する窓口への予約が必要です。  
☎537-7298または各支所へ。

### 2023年度版の「子育て応援ガイド」ができました

妊娠・出産時の手続きや子育て支援サービス、お出掛けスポットなどを掲載しています。ぜひ、ご活用ください。  
4月3日(月)から、子ども企画課(本庁舎2階 ☎574-6516)や各支所、各こどもルーム等で配布します。なお、市ホームページでもご覧になれます。



### ひとり親家庭の皆さんへ

母または父の就業に結びつく資格取得に対し、給付金を支給します。  
①自立支援教育訓練給付金  
資格を取得するに当たり、対象となる教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の60%を支給します。  
②高等学校卒業程度認定試験合格支援  
高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の受講を支援するため給付金を支給します。  
①市内居住者でひとり親家庭の母または父 ②市内居住者でひとり親家庭の親または児童  
事前の相談が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
☎537-5619へ。

### 連休中は道路工事を中止します

4月28日(金)午後10時～5月8日(月)午前9時  
市が管理する全市道  
☎537-5992へ。

マーク・略語について

☎…日時・期間 ☒…場所 ☑…内容 ☎…講師 ☑…対象 ☎…定員 ☒…料金 ☑…申込み ☑…持ち物 ☑…その他 ☑…問い合わせ

### 早めの気付きと対策が大切! 「フレイル予防手帳」をご活用ください

フレイルとは健康と要介護の中間の状態です。まずは、「フレイル予防手帳」(長寿福祉課、地域包括支援センターで配布)で自分の心身の状態をチェックしてみませんか。  
☎537-5746へ。



▲市ホームページでも公開中

### 知事表彰・市長表彰の候補者をご推薦ください

知事表彰: ● 明るい高年賞…65歳以上で、社会奉仕活動などを地道に続け地域住民に敬愛されている人  
市長表彰: ● 孝養賞…市内居住で、介護を要する65歳以上の人と同居し、明るい家庭を築くことに努め、地域住民に敬愛されている人 ● 健康生きがい賞…市内居住の70歳以上で、明るく健康で、社会奉仕活動などに取り組み地域住民に敬愛されている人  
募集期限は5月31日(水)まで。長寿福祉課(第2庁舎2階 ☎537-5679)、東部・西部保健福祉センター、各支所で応募できます。

### 子どもの一時預かり・病児保育をご利用ください

仕事の都合や冠婚葬祭などで一時的に子どもを見ることができないときに、下記の施設で子どもを預かります。  
①児童養護施設などでの一時預かり(事前登録が必要)  
☑宿泊を伴う預かり、休日預かり、平日夜間預かり  
②認可保育施設での一時預かり  
☑利用日:月曜日～金曜日(祝日を除く)の保育施設の開所日  
③病児保育(病院での一時預かり)  
☑入院の必要がない病気の子ども  
☑利用日時:月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分(祝日・年末年始・各病院の休診日を除く)  
☑利用料金や利用できる施設・病院など詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
①は中央子ども家庭支援センター(☎537-5688)、②③は子ども入園課(☎585-5437)へ。

### 物忘れ定期相談会

無料

ご自身や周囲の人の認知症(若年性認知症を含む)に関する相談に、専門家が応じます。  
4月13日(休) 午後2時～4時(毎月第2木曜日開催) ※要事前予約  
☎558-6285へ。  
☎537-5771へ。

### 在宅で重度の要介護高齢者を介護している人へ

◎家族介護慰労金を支給します  
☑支給金額:1人当たり10万円  
☑要介護4または5の状態が1年以上続き、その間に介護保険のサービス(7日以内のショートステイ利用を除く)を受けなかった高齢者を、同一世帯内で1年以上介護している市民税非課税世帯の家族  
◎家族介護用品引換券を交付します  
☑対象品目:紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー(上限…年額10万円) ※購入前の申請が必要  
☑要介護4または5の高齢者を、同一世帯内で在宅介護している市民税非課税世帯の家族  
☑担当地域の地域包括支援センター  
☎537-5747へ。

### 在宅高齢者住宅改造費を助成します

☑助成額:工事費の9割(上限18万円)  
※予算の範囲内で先着順  
対象工事:バリアフリーのための小規模な住宅改造工事(新築、増改築を除く) ※着工前の申請が必要  
☑介護認定を受けていない65歳以上で、非課税の世帯(1世帯1度限り)  
☑担当地域の地域包括支援センター  
☎537-5747へ。

### 中古住宅を購入する子育て世帯の皆さんへ

◎中古住宅で始める子育て新生活応援事業  
☑補助金額:上限30万円(条件によっては、15万円の加算あり) ※予算の範囲内で先着順  
☑要件や申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
☎585-6012へ。

## お知らせ

### 連休中もごみを受け入れます

4月29日(土)～5月7日(日)  
※4月30日(日)・5月7日(日)は除く  
☒佐野清掃センター、福宗環境センター  
☑搬入時間:午前8時30分～正午、午後1時～4時30分  
☒清掃施設課(☎537-5659)

### 「5年度ごみ収集カレンダー」は届きましたか

ごみ収集カレンダーを3月に配布しました。市民課(本庁舎1階⑦番窓口)、各支所、各連絡所、清掃業務課(大字片島)、東部・西部清掃事業所で受け取りもできます(市ホームページでダウンロードも可)。  
☒清掃業務課(☎568-5763)

### 今期の大洲総合体育館のネーミングライツ・パートナーが「有限会社 コダマ」に決まりました

通称は引き続き9年度まで「サイクルショップコダマ大洲アリーナ」です。  
☒スポーツ振興課(☎537-5650)



### 国保年金課からのお知らせ(☎537-5736)

◎国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が年金天引きされている人へ  
4年1月～12月の所得が確定するまでは、仮の金額で保険税(料)を徴収します。仮徴収の額は、5年2月分と同じです。年間保険税(料)額の確定後、8月または10月以降に調整します。  
◎65歳以上で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた人は、後期高齢者医療制度に加入できます  
詳しくは、お問い合わせください。

### 自治会・町内会に関する相談先

市民協働推進課(本庁舎2階 ☎537-7251)または各支所へお問い合わせください。